

新型コロナウイルス対策(入国手続きの変更、外出禁止令の対象時間短縮など)

22日、ホルネス首相は2月25日(金)以降3月17日(木)までの外出禁止令の対象時間緩和など新型コロナウイルス対策(特に入国手続きについては3月1日(火)以降、渡航認証制度、入国後の検疫要件を撤廃するなど大幅な緩和策)を発表しました。

概要は以下のとおりです。

(ホルネス首相のツイート)

<https://twitter.com/andrewholnessjm>

1 外出禁止令の対象時間の短縮

午前0時から午後5時まで(現行開始時間は午後11時、3月18日午前5時終了)

2 葬儀・埋葬

葬儀・埋葬の参加者は100人まで。司式関係者を含む。埋葬は現行どお平日の午前9時から午後5時まで。

3 人の集まり

公的機関主催行事の参加は100人まで。結婚式、企業の年次総会の参加も100人まで。

4 入国手続き

(1) 3月1日以降、Jamcovid、Visitjamaica での事前渡航認証制度は不要。

(2) 渡航前3日以内の事前検査(PCR 検査、抗原検査)要件は継続。

(3) 入国後の検疫要件は撤廃。ただし、渡航後、最低5日間の移動制限を推奨する。特に、渡航者は60才以上や併存症のある人などリスクの高い人との距離を置くことを勧める。

5 隔離措置

新型コロナウイルス検査陽性者の隔離措置は継続。

6 そのほか

現行対策を継続。3週間後にこれらの対策を見直し、緩和策を検討する方針。

2月23日